

平和町自治会自主防災組織規定

(名称)

第1条 この組織は、平和町自治会自主防災組織（以下「自主防」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第2条 この自主防の事務所は、平和町公民館に置く。ただし、困難な場合は、自治会長宅とする。

(目的)

第3条 この自主防は、自治会の目的である安全で明るく住みやすい環境の保持のために、防災計画を作成し、地域住民による自主的な防災活動を行うことにより、災害（風水害、地震、火災等をいう。）の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この自主防は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 災害知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導、初期消火等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の配備に関すること。
- (6) その他組織の目的を達成するために必要な事項。

(組織員)

第5条 この自主防は、平和町自治会の会員をもって組織する。

(役員)

第6条 この自主防に次の役員を置き、自治会役員をあてる。

- (1) 会長 自治会長
- (2) 副会長 自治会副会長
- (3) 班長 自治会の役員

2 前項以外の自治会役員は、必要に応じ自主防役員を支持するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、組織を代表し、事業を総括するとともに、災害発生時における応急活動の指揮を行なう。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行なう。

3 班長は、分掌する職務（別表）を、相当する班の会員及び自治会内の班員と協力して行なう。

(班長の仕事)

第8条 自治会の班長は、自主防各部の職務を、班内の会員及び自主防会員と分担し実施する。

2 自治会の班長は、災害が発生した場合若しくは災害が予見される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに会長に連絡する。（防

災計画)

第9条 災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 災害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第10条 この自主防の活動に関する経費は、平和町自治会の予算をもってこれに充てる。

付則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

別表

活動内容	平常時の活動	災害時の活動
	(防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う)	(災害の実態に応じた応急活動体制をとる。)
計画と連絡調整	・防災計画、訓練計画の作成 ・組織の連絡調整 ・資機材の整備と管理	・防災関係機関との連絡調整 ・各部の調整、指導 ・資機材の配布
情報収集	・防災知識の普及 ・情報の収集及び伝達 ・情報の収集・伝達訓練	・情報の収集及び伝達 ・避難勧告等の伝達
消火	・火災予防活動 ・初期消火訓練	・出火防止の呼びかけ ・初期消火訓練
救出救護	・応急手当知識の普及 ・応急手当の訓練	・負傷者等の救出活動 ・応急手当等の救護活動
避難誘導	・避難路、避難所(場所)の周知 ・身障者、高齢者の把握 ・避難訓練	・避難所等の指示及び避難誘導 ・身障者、高齢者の避難介助
給食給水	・炊き出し訓練 ・給水訓練	・給食活動 ・給水活動